

天川村営入浴施設「天川薬湯センターみずはの湯」
指定管理者募集要項

令和3年9月
天川村地域政策課

目 次

| | | |
|----|-----------------------|-----|
| 1 | 施設の概要 | P.2 |
| 2 | 指定管理者が行う業務 | P.2 |
| 3 | 指定期間 | P.2 |
| 4 | 応募資格等 | P.2 |
| | (1) 応募資格 | P.2 |
| | (2) 欠格事項 | P.2 |
| | (3) 選定対象外 | P.3 |
| 5 | 募集要項等の公表 | P.3 |
| | (1) 配布・公表時期 | P.3 |
| | (2) 配布方法 | P.3 |
| 6 | 現地説明会の開催 | P.3 |
| 7 | 応募の手続き | P.4 |
| | (1) 申請書類 | P.4 |
| | (2) 申請書の受付 | P.4 |
| 8 | 選定基準及び選定方法 | P.5 |
| | (1) 選定基準 | P.5 |
| | (2) 選定方法 | P.5 |
| | (3) 面接審査（プレゼンテーション） | P.5 |
| | (4) 選定結果の通知 | P.5 |
| 9 | 指定管理者の指定及び協定 | P.5 |
| | (1) 仮協定書の締結 | P.5 |
| | (2) 指定管理者の指定及び本協定書の締結 | P.5 |
| 10 | 資料 | P.5 |
| 11 | 募集に関する質問 | P.6 |
| | (1) 受付期間 | P.6 |
| | (2) 送付方法 | P.6 |
| | (3) 回答方法 | P.6 |
| 12 | 留意事項 | P.6 |
| 13 | 問い合わせ先 | P.6 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、天川薬湯センターみずはの湯の設置及び管理に関する条例（平成11年天川村条例第1号）及び天川村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成28年天川村条例第23号）の規定に基づき、天川村営入浴施設「天川薬湯センターみずはの湯」（以下「施設」という。）の管理運営業務を行う指定管理者をこの要項に定めるところにより、広く公募します。なお、本要項は募集に関する基本的な事項を記載しており、詳細な業務内容等については、別添『天川村営入浴施設「天川薬湯センターみずはの湯」指定管理者業務仕様書』、『天川村営入浴施設「天川薬湯センターみずはの湯」指定管理者業務要求水準書』をご参照ください。

1. 施設の概要

名称：天川薬湯センターみずはの湯

位置：奈良県吉野郡天川村大字山西298番地の3

建物：鉄筋コンクリート造2階建て

設置年：平成11年

詳細な内容は配布資料の「天川村営入浴施設「天川薬湯センターみずはの湯」指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとします。

2. 指定管理者が行う業務

- (1) 天川薬湯センターみずはの湯の設置及び管理に関する条例（平成11年天川村条例第1号）第14条に規定する業務。
- (2) その他仕様書の通り。

3. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

ただし、「天川村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第7条の規定により、村長が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがあります。また、更新は禁止されていません。

4. 応募資格等

(1) 応募資格

指定期間中において、安全かつ円滑に施設を管理可能な実施体制及び経営基盤等が確保されている法人または団体（以下「法人等」という。）であって、個人での応募はできません。

(2) 欠格事項

法人等又はその代表者が次に該当する場合は、応募できません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用

する場合を含む)の規定により、本村における一般指名競争入札等の参加を制限されている法人等

- ② 国税及び地方税を滞納している法人等
- ③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある法人等
- ④ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む)又は、第180条の5第6項の規定に抵触することとなる法人等
- ⑤ 会社更生法に基づく更生手続き開始を申し立てている法人等、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている法人等
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定される暴力団員又は関連する法人等

(3) 選定対象外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- ① 選定審査に関する要求等を申し入れた場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ 提出期間内に提出書類が提出されない場合
- ⑤ その他、不正行為があった場合

5. 募集要項等の公表

(1) 配布・公表期間

配布については、令和3年9月24日(金)から令和3年10月15日(金)までの午前9時から午後5時まで。ただし、土曜・日曜・祝日を除く月曜日から金曜日まで。

(2) 配布方法

募集要項等は、天川村役場地域政策課で配布し、天川村役場にFAXまたは電子メールにて依頼して頂ければ、電子メールにて配信します。

6. 現地説明会の開催

指定管理者が行う業務及び申請方法等について、説明会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は、事前に現地説明会参加申込書にてFAX又はメールもしくは窓口での手渡し申し込みが必要です(1団体2名以下)。

- (1) 日時：令和3年10月1日(金)
- (2) 受付：午後3時30分から
- (3) 説明会：午後4時から午後5時30分まで

(4) 場所：天川村役場

7. 応募の手続き

(1) 申請書類

提出書類は次のとおりとし、すべてA4サイズとします(各種申請様式、提出書類一覧表を参照)。

- ① 指定管理者指定申請書【様式第1号】
- ② 事業計画書【様式第2号】
- ③ 収支計画書【様式第3号】
- ④ 法人等概要書【任意様式第1号】
- ⑤ 主要業務等実績一覧【任意様式第2号】
- ⑥ 質問書【任意様式第3号】
- ⑦ 現地説明会参加申込書【任意様式第4号】
- ⑧ 定款及び寄付行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等これに準ずる書類)
- ⑨ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- ⑩ 印鑑証明書
- ⑪ 国税及び地方税の滞納がないことの証明
- ⑫ 営業許可及び認可等の証明書
- ⑬ その他村長が必要と認める書類

(2) 申請書の受付

- ① 受付期間：令和3年9月24日(金)から令和3年10月15日(金)までの午前9時から午後5時まで(但し、土曜日・日曜日・祝日を除く、月曜日から金曜日まで)
- ② 提出先：天川村役場 地域政策課
〒638-0392 奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地
TEL 0747-63-0321
- ③ 提出方法：直接持参又は郵送(郵送の場合は、締切日に必着)で提出すること。
- ④ 提出部数：正本1部
副本10部
- ⑤ その他：正本はA4ファイル綴り(色指定なし)とし、副本はホチキス留めによる提出とします。表紙には、『天川村営入浴施設「天川薬湯センターみずはの湯」指定管理者申請書』及び団体名を記載してください(ページ番号付与すること)。

8. 選定基準及び選定方法

(1) 選定基準

- ①公の施設として使用者の平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ②事業計画や収支計画が、公の施設としての効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- ③事業計画や収支計画に沿った管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること。
- ④その他村長が別に定める事項

(2) 選定方法

指定管理者選定委員会において、審査基準に基づき、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション）により候補者を選定します。ただし、指定管理者として指定されるまでの間に選定した候補者に事故がある場合は、選定されなかった申請者の中から新たな候補者を選定することがあります。

(3) 面接審査（プレゼンテーション）

書類審査に合格した申請者に対し、面接審査（プレゼンテーション）を実施します。なお、実施日は令和3年11月18日（木）を予定しています。

(4) 選定結果の通知

該当者全員に、令和3年11月22日（月）に電子メール及び文書にて通知します。

9. 指定管理者の指定及び協定

(1) 仮協定書の締結

前項で選定した法人等を指定管理者の候補者として、仮協定書を締結します。

(2) 指定管理者の指定及び本協定書の締結

前項で選定した法人等を指定管理者とする議案を天川村議会に上程をし、議決を得られた後、当該法人等を指定管理者として指定、本協定書を締結します。

10. 資料

本要項に添付している資料は次のとおりです。

- (1) 天川村営入浴施設「天川薬湯センターみずはの湯」指定管理者業務仕様書
- (2) 天川村営入浴施設「天川薬湯センターみずはの湯」指定管理者業務要求水準書
- (3) 天川村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則
- (4) 天川薬湯センター「みずはの湯」の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則
- (5) 施設別入込客数及び収支決算資料

1 1. 募集に関する質問

質問がある場合は、質問書（任意様式第5号）により受け付け、回答します。

- (1) 受付期間：令和3年10月1日（金）から令和3年10月4日（月）まで
- (2) 送付方法：質問事項は質問書（任意様式第5号）により、電子メールで送信して下さい。電話又は口頭では受け付けません。なお、受領したことを確認するため、必ず地域政策課までご連絡ください。
- (3) 回答方法：回答は質問を受けた法人等に、令和3年10月5日（火）に電子メールで回答します。

1 2. 留意事項

申請に係る経費は、すべて申請者負担とします。申請書類に虚偽があった場合は失格となります。各添付書類をご確認のうえ申請してください。

1 3. 問い合わせ先

奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地

天川村役場 地域政策課

TEL：0747-63-0321

FAX：0747-63-0329

E-mail：chiikiseisaku@vill.tenkawa.lg.jp